

風俗行政委員会の報告書を受けた風営法改正に関する意見

内閣府 規制改革会議 御中

文責 弁護士 藤森 純（日本音楽バー協会事務局）

1 はじめに

先般発表された風俗行政委員会による報告書は、風営法の規制対象からダンスを外すことを求めており、その点に関して、非常に歓迎すべき内容であると考えています。そのうえで、風営法の中に「深夜遊興飲食店」という新たなカテゴリーを設けるにあたって、主に面積の基準、立地の基準、保護対象施設といった点を中心に、いくつか提案をさせていただきたいと考えております。

2 深夜遊興飲食店の面積の基準に関して

- (1) 深夜遊興飲食店を営業するにあたっての客室の面積の基準に関しては、少なくとも 16.5 m^2 以上にしていただきたいと考えております。
- (2) 16.5 m^2 という数字は、現行風営法の 2 号営業の洋室の場合の面積の基準と同じです。

いわゆる音楽バー等においては、客室にダンスフロアまでは設けないことも多いため、現行風営法の 3 号営業の 66 m^2 という基準は厳しすぎます。

このため、せっかく、深夜遊興飲食店という新たなカテゴリーを設けたとしても、面積の基準が現行風営法の 3 号営業に近い基準であった場合、深夜遊興飲食店として営業することが困難な店舗が違法状態で営業を行うという状況が生じることが予想され、法改正を行った意味がなくなってしまいます。

なお、現行風営法の 3 号営業においても、 66 m^2 以上の広さが求められる客室のうち、ダンスフロアは客室全体の 5 分の 1 である 13.2 m^2 以上の広さがあれば良いと考えられています。現行風営法がダンスフロアの広さについてこのように考えていることからすれば、ダンスといった遊興を行ううえで、客室の面積要件の下限を 16.5 m^2 とすることは決して不合理な考え方ではありません。

3 深夜遊興飲食店の立地の基準に関して

- (1) 深夜遊興飲食店の立地の基準については、深夜酒類提供飲食店と同じ程度の基準にしていきたいと考えております。
- (2) 深夜酒類提供飲食店のうち音楽が掛かる空間を演出することを重視する音楽バーは、法改正後、深夜遊興飲食店に移行する店舗が数多くあると思います。これらの店舗が新規参入しやすい環境を整え、日本のナイトエンターテインメントを充実させるためには、立地規制を過度に行うことにより参入障壁を高くするべきではないと考えます。深夜遊興飲食店の立地の基準について法律では深夜酒類提供飲食店と同程度の立地にしたうえで、地域の特殊性等から他の地域とは異なる立地規制を行うべき特別な理由がある場合には、条例等により個別の基準を設けることができるようにすれば良いものと考えます。また、日本音楽バー協会としては、深夜遊興飲食店の業界団体の自主規制等により近隣に迷惑を掛けない形での営業を実現できるようにする努力を続けることが重要であると考えております。

4 保護対象施設に関して

- (1) 施設の性格に応じて保護対象施設として定めるかどうかについて再検討を求めるとともに、保護対象施設を設けた際の距離の計測方法についての見直しを求めます。
- (2) 学校や歯科などの夜間に人がいない施設の近隣に関しては、必ずしも、過度に営業を制限する必要はないはずです。深夜遊興飲食店に関して保護対象施設として設定する必要が果たしてあるのかどうかを施設の性格に照らして再検討していただきたいと考えております。

また、大規模商業施設の中には医療施設などがテナントとして入っていることが多く、このような場合に施設との距離がゼロメートルに近いとして営業を規制することは、商業施設の利活用にあたって障壁の一つになってしまっており、経済的発展を阻害する一因となっています。保護対象施設を設けるとしても、施設との距離の計測方法について、地図上の直線距離ではなく、店舗と施設との実際の歩行ルート（例えばビルなどであれば階段での移動距離も計測距離に含めて考える）での最短距離を計測の基準とするといった計測方法に関しての見直しが必要であると考えます。

5 深夜遊興飲食店の許可取得の申請を行う場合の手続に関して

- (1) 規制緩和の実現のためには、許可取得までの日数を可能な限り短縮するといった許可取得手続の緩和を行う必要があると考えます。
- (2) 現行の風営法の運用では申請から許可が下りるまでの期間が55日間以内とされていますが、これでは許可取得にあたり、営業はできないが家賃

などの経費は発生するという営業者にとって非常に酷な状況が発生してしまいます。このような不合理な事態を避けるために、できるかぎり、許可取得にかかる日数を短縮していただくと共に、深夜酒類提供飲食店の届出を出している店舗については、深夜酒類提供飲食店の営業を続けながら、深夜遊興飲食店の許可の取得手続を行えるといった経過措置を設けるなどの柔軟な対応を行っていただきたいと考えております。

6 法改正後に関して

法改正により規制が緩和されることにより、新規参入が増え業界が活性化する一方で、深夜の遊興解禁に伴う近隣への騒音等の事例の増加といった問題が生じる可能性も否定できません。このため、日本音楽バー協会を始め、各業界団体は、自主規制基準の策定およびその遵守を行うとともに、警察や地域住民との対話、連携を図ることによって、業界の秩序を守るため不断の努力を続けて行きたいと考えております。

以 上